

議第 8 2 号

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市立こま草保育園を民間に移譲するため改正しようとする。

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和28年高山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立岡本保育園</td> <td>高山市岡本町3丁目 53番地10</td> </tr> <tr> <td>高山市立こま草保育園</td> <td>高山市丹生川町町方 1474番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立荘川保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）		高山市立岡本保育園	高山市岡本町3丁目 53番地10	高山市立こま草保育園	高山市丹生川町町方 1474番地1	高山市立荘川保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立岡本保育園</td> <td>高山市岡本町3丁目 53番地10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立荘川保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）		高山市立岡本保育園	高山市岡本町3丁目 53番地10	高山市立荘川保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）	
名称	位置																		
高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）																			
高山市立岡本保育園	高山市岡本町3丁目 53番地10																		
高山市立こま草保育園	高山市丹生川町町方 1474番地1																		
高山市立荘川保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）																			
名称	位置																		
高山市立城山保育園の項・高山市立山王保育園の項（略）																			
高山市立岡本保育園	高山市岡本町3丁目 53番地10																		
高山市立荘川保育園の項～高山市立栃尾保育園の項（略）																			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。